

建築物環境衛生総合管理業の記載例

登 録 申 請 書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住 所 大分県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名又は名称 株式会社 〇〇メンテナンス
代表者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
代表取締役 大分太郎
事務所 TEL 000-000-0000

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 登録区分	建築物環境衛生総合管理業
2 営業所の所在地及び名称	大分県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇メンテナンス
3 営業所の責任者の氏名	大 分 太 郎

第4号様式（第4条関係）

設 備 及 び 機 器 名 簿

令和 年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月
真空掃除機	〇〇社CF-V100S5	3	令和〇〇年〇月
床みがき機	〇〇社SP-12	3	令和〇〇年〇月
浮遊粉じん測定機器	〇〇社デジタル粉じん計	2	令和〇〇年〇月
一酸化炭素測定機器	〇〇式ガス検知機	1	令和〇〇年〇月
二酸化炭素測定機器	〇〇式ガス検知機	1	令和〇〇年〇月
温度計	〇〇通風乾湿計	1	令和〇〇年〇月
湿度計	〇〇通風乾湿計	1	令和〇〇年〇月
風速計	〇〇風速計	1	令和〇〇年〇月
空気環境測定作業に必要な器具	測定台車等	1	
残留塩素測定器	〇〇法〇〇	2	令和〇〇年〇月

※機械器具の写真を添付すること。

※専用保管庫（鍵付き）の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

監督者等名簿

令和 年 月 日現在

監督者、実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
統括管理者	大分 次郎	建築物総合管理業務全般	10年	建築物環境衛生管理技術者 (第〇〇号) 統括管理者講習会修了 (統第〇〇号)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
清掃作業監督者	別府 太郎	清掃作業業務全般	10年	ビルクリーニング技能士 (第〇〇号) 清掃作業監督者講習会修了 (清第〇〇号)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
空調給排水管理監督者	大分 三郎	空調給排水管理業務全般	10年	建築物環境衛生管理技術者 (第〇〇号) 空調給排水管理監督者講習会 修了(給第〇〇号)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
空気環境測定実施者	別府 花子	空気環境測定業務全般	10年	空気環境測定実施者講習会修 了(空第〇〇号)	令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 注1 「監督者、実施者等の別」欄には、清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は飲料水貯水槽清掃監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫等防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。
- 2 「業務範囲」の欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。
- 3 「資格の種別」欄には〇〇講習会終了、建築物環境衛生管理技術者等と記入する。

第6号様式（第6条関係）

研修実施状況（~~計画~~）（令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで）

（新規の場合の記載例） （注）再登録の場合は過去6年間の実績を記載のこと

令和 年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従業員数	参加従業員数
（過去1年間の実績） 清掃作業従事者研修 令和4年7月30日	機械器具の種類と使用方法 180分 資材の種類と使用方法 60分 安全及び衛生 60分 建築物の環境衛生行政 60分 作業従事者の責任と責務 60分 計 7時間	大分次郎 統括監督者	30名	30名
空調給排水管理従事者研修 令和4年7月30日	建築物の環境衛生行政 〇〇分 空調給排水衛生設備の基礎的知識 〇〇分 空調給排水設備の運転方法 〇〇分 空調給排水設備の点検及び補修方法 〇〇分 空気調和設備概論 〇〇分 残留塩素の測定方法等 〇〇分 作業の安全・衛生 〇〇分 最新技術の動向 〇〇分 上記カリキュラム例から 計7時間	大分三郎 空調給排水管理監督者	5名	5名

第6号様式（第6条関係）

研修実施状況（計画）（令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで）

（新規の場合の記載例） （注）再登録の場合は過去6年間の実績を記載のこと

令和 年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従業員数	参加従業員数
（今後1年間の計画） 清掃作業従事者研修 令和5年7月30日	<p><必修></p> <p>機械器具・資材の使用法（床材別） 90分</p> <p>機械器具・資材の使用法（場所別） 90分</p> <p>安全及び衛生 60分</p> <p><選択></p> <p>建築物の環境衛生行政 60分</p> <p>作業従事者の責任と任務 60分</p> <p>環境問題 60分</p> <p>最新技術の動向 60分</p> <p>計 7時間</p>	大分次郎 統括監督者	5名	5名
空調給排水管理従事者研修 令和5年7月30日	<p>建築物の環境衛生行政 〇〇分</p> <p>空調給排水衛生設備の基礎的知識 〇〇分</p> <p>空調給排水設備の運転方法 〇〇分</p> <p>空調給排水設備の点検及び補修方法 〇〇分</p> <p>空気調和設備概論 〇〇分</p> <p>残留塩素の測定方法等 〇〇分</p> <p>作業の安全・衛生 〇〇分</p> <p>最新技術の動向 〇〇分</p> <p>上記カリキュラム例から 計7時間</p>	大分三郎 空調給排水管理監督者	5名	5名

作業実施方法等

令和 年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業手順等	清掃班 構成員6名 (責任者1名、従事者5名)	監督者 大分次郎	真空掃除機 床みがき機
	<p>1 床面の清掃を行うにあたっては、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行う。</p> <p>2 カーペット類の清掃を行うにあたっては、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用したときは、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。</p> <p>3 日常的に清掃を行わない箇所については、六月に一回以上、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。</p> <p>4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留については、衛生的かつ効率的に速やかに処理する。</p> <p>5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫については、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。</p> <p>6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備については、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。</p> <p>7 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水は、建築物外への環境への影響を十分に配慮した上で処理する。 (1) ごみについては、自社に持ち帰り、専門業者に処理を委託する。 (2) 排水については、公共下水道等へ流入する経路に排水処理するか、専門業者に処理を委託する。</p> <p>8 作業報告作成の手順については、次の事項に関する清掃作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で保存する。 ・清掃実施年月日 ・実施者氏名 ・作業内容 ・点検及び補修内容 ・洗剤等の種類及び分量 ・作業前後のカラー写真等</p>		

作業実施方法等

令和 年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
	空気環境測定班 構成員5名 （責任者1名、従事者4名）	実施者 別府花子	浮遊粉じん測定機器、一酸化炭素測定機器、二酸化炭素測定機器、温度計、湿度計、風速計 空気環境測定作業に必要な器具
作業手順等	<p>空気環境測定作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空気環境の測定は、法律施行規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行う。 2 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。 3 測定結果を整理し、報告書を作成する。基準外となった項目については、その原因と改善策を検討し依頼者及び建築物環境衛生管理技術者へ提示する。 4 測定結果報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。測定結果保存責任者：別府花子 		

第7号様式の1（第7条関係）

作業実施方法等

令和 年 月 日現在

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
	空調給排水管理班 構成員5名 (責任者1名、従事者4名)	監督者 大分三郎	
作業手順等	<p><空気調和設備、機械換気設備の維持管理作業手順></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。 2 冷却加熱装置について、運転期間開始及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。 8 機械換気設備の場合は、1、4及び5に定めるところにより維持管理を行う。 9 空気環境の調整に関する作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。 		

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
	空調給排水管理班 構成員 5 名 (責任者 1 名、従事者 4 名)	監督者 大分三郎	色度計・濁度計、残留塩素測定器、他
作業手順等	<p><貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗いおよび消毒を行い、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、下記の①～⑤に掲げる事項について検査を行い、基準を満たしていることを確認する。 基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> ①残留塩素の含有率：100万分の0.2以上（遊離残留塩素の場合）、100万分の1.5以上（結合残留塩素の場合） ②色度：5度以下であること。 ③濁度：2度以下であること。 ④臭気：異常でないこと。 ⑤味：異常でないこと。 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。 8 給水システムの配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。 		

作業班編成	作業班	監督者等	使用する機械器具
	空調給排水管理班 構成員 5 名 (責任者 1 名、従事者 4 名)	監督者 大分三郎	防水型照明器具、色度計・濁度計、残留塩素測定器
作業手順等	<p><雑用水等の雑用水に関する設備の維持管理></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。カ 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 6 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。 <p><排水槽等の排水に関する設備の維持管理></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ補修等を行う。 <p><飲料水の水質検査></p> <p>給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を 7 日に 1 回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。</p> <p>※給水及び排水の管理に関する作業報告書を 2 部作成し、1 部を依頼者へ渡し 1 部を自社で 5 年間保存する。</p>		

作業実施方法等

令和 年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- 1 作業及び使用機器の維持管理は原則として自社で行うが、他の者に委託する場合には以下により対応する。
- 2 受託者が使用する機器が登録基準の物的要件を満たしていることを確認する。
- 3 受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間を建築物維持管理権原者に対して予め通知する。
- 4 業務の実施計画及び実施状況を受託者からそれぞれ報告させるとともに現場確認を行う等、業務の方法が登録基準のその他の要件を満たしていることを把握する。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者から作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

苦情及び緊急の連絡に対しては、作業監督者が迅速に対応し、処理後は建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者に対して速やかに報告する。

（連絡・対応体制）

事務所に連絡有→作業監督者及び代表者に連絡→防除作業監督者が（必要に応じて従事者とともに）迅速に対応→処理状況を建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者に報告